

全員協議会資料

盛岡市・玉山村新市建設計画の変更及び玉山区設置期間終了に伴う
組織体制等について

平成27年6月2日
市長公室
総務部
玉山総合事務所

新市建設計画の推進を図ること及び玉山区の設置期間が平成28年3月31日で終了することから、次の事項について説明するものである。

1 説明事項

- (1) 盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について・・・・・・・・・・・・資料1
- (2) 玉山区設置期間終了に伴う組織体制等について
 - ア 玉山区地域協議会に代わる組織について ・・・・・・・・・・・・資料2
 - イ 玉山総合事務所の事務事業及び組織機構について ・・・・・・・・資料3
 - ウ 玉山区設置終了後の住所等の表記について ・・・・・・・・・・・・資料4

盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について

1 現況

(1) 新市建設計画

盛岡市と旧玉山村の合併後のまちづくりを総合的、効果的に推進するために、平成 17 年 2 月に盛岡市・玉山村合併協議会において策定した 10 年間（平成 18 年度～27 年度）の計画で、新市の目指すべき将来像や施策の方向性、主要事業などを定めている。平成 25 年 3 月には、ハート事業 2 事業を主要事業に追加している。

ア 主要事業の進捗見込み

事業区分	区域	計画事業数	H26末			H27末			完了率	着手率
			完了	着手中	未着手	完了	着手中	未着手		
ハード	盛岡	29	15	13	1	19	9	1	65.5%	96.6%
	玉山	60	28	20	12	32	18	10	53.3%	83.3%
	盛岡玉山	7	2	5	0	5	2	0	71.4%	100.0%
	計	96	45	38	13	56	29	11	58.3%	88.5%
ソフト		32	5	27	0	5	27	0	—	100.0%
合計		128	50	65	13	61	56	11	—	91.4%

イ 平成 27 年度に新たに着手する事業（2 事業）

- ・玉山小学校施設整備事業（玉山）
- ・運動公園整備事業（玉山）

(2) 合併特例債

主要事業については、財政運営上で有利な地方債である合併特例債を活用しながら事業の進捗を図っている。

合併特例債については、平成 24 年 6 月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、新市建設計画の期間を延長することにより、発行期間を最大で 10 年間延長することが可能となっている。

- ・発行見込額（平成 27 年度末） 約 150 億円
- ・合併特例債の借入上限額 182 億 4,620 万円

2 課題

(1) 計画に位置付けている主要事業（ハード事業）の進捗が遅れている。

着手中事業（29 事業）と未着手事業（11 事業）の計 40 事業が、計画期間内に完了できない見込みである（平成 27 年度末の完了率は 58.3%）。

(2) 実施（着手）が困難になっている事業がある。

未着手事業の中には、合併から今日までの社会情勢の変化等により、実施（着手）が見込めない事業がある。

3 変更の内容

計画の変更（計画期間の延長等）を行い、合併特例債をより有効に活用しながら事業の進捗を図り、引き続き新市のまちづくりを推進する。

（1）計画期間の延長

計画期間内に完了が見込めない40事業の今後の見通し（別紙1）を踏まえ、計画期間を総合計画の計画期間に合わせて9年間延長し、平成36年度までとする。

（2）主要事業の変更

社会情勢等の変化により、実施が見込めない事業について、計画から削除する。また、整備手法の見直しが必要な事業について、事業の変更を行う。（別紙2）

（3）合併特例債の有効活用

合併特例債をより有効に活用するものとし、活用対象事業や活用予定額の見直しを行う。

（4）財政計画等の見直し

財政計画について、上記内容を反映するなど、所要の見直しを行う。また、将来人口についても、時点修正を行う。

4 今後のスケジュール

平成27年6月 全員協議会へ説明

9月 玉山区地域協議会へ説明、全員協議会へ説明

10月 県との事前協議、パブリックコメント

11月 県との本協議・回答、玉山区地域協議会へ諮問・答申、全員協議会へ説明（議案説明）

12月 12月市議会定例会に議案を提出

平成28年1月 総務大臣・岩手県知事へ報告

計画期間内に完了が見込めない40事業の今後の見通し

No.	主要事業 事業名	担当課等	区域	H27末の 見込	計画変更 区分	計画年度 (現計画)	実施期間 (見込)	延長期間(H28~36)								
								H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
1	24 岩手・玉山斎場整備事業	税務住民課	玉山	未着手	削除	20	—									事業中止
2	29 中学校整備事業	総務課(教育)	盛岡	着手中	継続	18~27	18~29									
3	30 卷堀中学校施設整備事業	総務課(教育)	玉山	着手中	継続	21~25	25~28									
4	33 学校プール整備事業	総務課(教育)	盛岡	着手中	継続	18~27	18~31									
5	41 生涯スポーツ施設整備事業	スポーツ推進課	盛岡	着手中	継続	25~27	25~28									
6	43 運動公園整備事業	スポーツ推進課	玉山	着手中	継続	20~23	27~28									
7	46 遺跡の広場ネットワーク整備事業	歴史文化課	盛岡 玉山	着手中	継続	18~27	18~36									
8	47 歴史民俗資料館建設事業	歴史文化課	玉山	未着手	変更	21~22	—									「玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業」に変更
新	5 玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業 (No.47の変更事業)	歴史文化課	玉山	—		—	28~32									
9	55 生出地域エコタウン事業	環境企画課・ 産業振興課	玉山	着手中	継続	25~27	25~30									
10	62 桜の里整備事業	産業振興課	玉山	着手中	継続	22~23	24~28									
11	63 道の駅設置事業	総務課(玉山)	玉山	未着手	継続	19	28~32									
12	65 ものづくり産業推進事業	企業立地雇用課	玉山	着手中	継続	22~25	18~36									
13	66 農村交流センター整備事業	農政課	盛岡 玉山	着手中	変更	18~20	23~(25)									羽場、東部地区の計画を中止し、計画区域を「玉山」に変更
14	70 団体営基盤整備促進事業(好摩地区)	農政課	玉山	着手中	継続	21~25	25~28									
15	71 団体営基盤整備促進事業(尻志田地区)	農政課	玉山	着手中	継続	21~24	25~29									
16	72 団体営基盤整備促進事業(寺林地区)	農政課	玉山	未着手	継続	20~24	28~35									
17	73 団体営基盤整備促進事業(武道地区)	農政課	玉山	着手中	継続	23~27	24~32									
18	76 排水対策特別事業船田堰地区	農政課	玉山	未着手	継続	21~25	28~34									
19	78 県営かんがい排水事業(一般)松川大堰地区	農政課	玉山	未着手	継続	19~23	28~35									

No.	主要事業 事業名	担当課等	区域	H27末の 見込	計画変更 区分	計画年度 (現計画)	実施期間 (見込)	延長期間(H28~36)								
								H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
20	79 農免農道整備事業 卷堀2期地区	農政課	玉山	着手中	継続	24~27	24~30									
21	86 盛岡駅西口地区駐車場整備事業	市街地整備課	盛岡	未着手	削除	19~27	—									事業中止
	88 湾民駅北地区土地区画整理事業	市街地整備課	玉山	未着手	変更	25~27	—									「湾民駅北地区整備事業」に変更
22	新 湾民駅北地区整備事業 (No.88の変更事業)	建設課(玉山)	玉山	—		—	28~34									
	89 野中土地区画整理事業補助金	市街地整備課	玉山	未着手	変更	27	—									「野中地区整備事業」に変更
23	新 野中地区整備事業 (No.89の変更事業)	建設課(玉山)	玉山	—		—	28~29									
24	94 都市計画道路 梨木町上米内線Ⅱ工区	道路建設課	盛岡	着手中	継続	18~26	18~30									
25	97 都市計画道路 盛岡駅南大通線(大沢川原)	道路建設課	盛岡	着手中	継続	18~27	18~29									
26	98 都市計画道路 明治橋大沢川原線(大通)	道路建設課	盛岡	着手中	継続	20~27	19~30									
27	100 都市計画道路 盛岡駅背山線(前九年Ⅱ)	道路建設課	盛岡	着手中	継続	19~27	20~28									
28	101 都市計画道路 上厨川厨川五丁目線(赤袋Ⅱ)	道路建設課	盛岡	着手中	継続	18~23	19~29									
29	102 都市計画道路 岩手飯岡駅南公園線外1路線	道路建設課	盛岡	着手中	継続	22~27	21~32									
30	105 IGR下田駅設置事業	交通政策課	玉山	未着手	調整中	27	調整中									地元調整中
31	107 一級市道 好摩永井線	道路建設課	玉山	着手中	継続	18~22	18~32									
32	108 一級市道 湾民好摩線	道路建設課・建設課(玉山)	玉山	着手中	継続	19~23	20~32									
33	109 一級市道 下田生出線	道路建設課	玉山	着手中	継続	20~24	22~32									
34	110 一級市道 柴沢下田線	道路建設課	玉山	着手中	継続	21~24	24~31									
35	112 一級市道 一の渡岩洞湖線	道路建設課	玉山	着手中	継続	20~23	23~36									
36	113 その他市道 二子沢線	道路建設課	玉山	着手中	継続	25~27	25~33									
37	115 その他市道 湾民東線	道路建設課	玉山	着手中	継続	27	28~29									
38	118 構沢橋改良事業	道路建設課	玉山	着手中	継続	21~24	23~28									
39	120 好摩西地区計画道路	道路建設課	玉山	着手中	継続	23~27	24~30									
40	123 水道未普及地域解消事業(飲料水供給施設)	環境企画課	玉山	未着手	調整中	20~27	調整中									地元調整中

主要事業の変更内容

1 削除する事業（2事業）

主要事業名	削除理由	新市建設計画 変更案		説明
		現行	変更案	
岩手・玉山斎場整備事業(玉山) 【事業概要】 岩手・玉山斎場(浄靈苑)の改修	岩手・玉山斎場は、岩手町と盛岡市で組織している岩手・玉山環境組合が運営しているが、岩手町では今後10年間は小規模改修により対応することとしており、延長期間内での実施が見込めないため、計画から削除する。	火葬場・斎場整備事業 (盛岡、玉山) ※「火葬場整備事業(盛岡)」、「岩手・玉山斎場整備事業(玉山)」で構成。	火葬場・斎場整備事業 (盛岡、玉山)	岩手・玉山斎場整備事業に関する表記を削除し、区域を盛岡のみとする。
盛岡駅西口地区駐車場整備事業(盛岡) 【事業概要】 市営駐車場の整備	西口地区の今後の駐車場の需要台数を勘査する必要があり、現時点で事業の実施時期や規模を把握することができないため、計画から削除する。 (今後の開発状況やマリオス立体駐車場の利用状況等を見ながら、整備の必要性が生じた場合には、総合計画実施計画に位置付けて実施する。)	盛岡駅西口地区整備事業 (盛岡) ※「盛岡駅西口地区土地区画整理事業」、「まちづくり交付金事業(盛岡駅西口地区)」、「盛岡駅西口地区駐車場整備事業」の3事業で構成。	(現行どおり)	他の2事業は完了しているため、事業名の変更は行わない。

2 整備手法の見直しに伴い、事業を変更する事業（3事業）

主要事業名	変更理由	新市建設計画 変更案		
		現行	変更案	説明
No47 歴史民俗資料館建設事業 (玉山) 【事業概要】 玉山区にある歴史民俗資料館の移転整備	平成25年度に移管された石川啄木記念館との複合施設を整備し、両施設の相乗効果により、地域の魅力を高め、活性化を図る。	歴史民俗資料館建設事業 (玉山)	歴史民俗資料館建設事業 玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業（玉山）	名称を変更する。
No88 渋民駅北地区土地区画整理事業（玉山） 【事業概要】 渋民駅北地区10.4ヘクタールの土地区画整理事業（組合施行）への補助	少子高齢化や人口減少の進行、土地価格の下落により土地区画整理事業の手法そのものが困難になっているため、整備手法を見直し、道路整備を中心とするまちづくりを進める。	渋民駅北地区土地区画整理事業（玉山）	渋民駅北地区土地区画整理事業 渋民駅北地区整備事業（玉山）	名称を変更する。
No89 野中地区土地区画整理事業補助金（玉山） 【事業概要】 玉山区野中地区12.6ヘクタールの土地区画整理事業（組合施行）への補助	少子高齢化や人口減少の進行、土地価格の下落により土地区画整理事業の手法そのものが困難になっているため、整備手法を見直し、地区内の必要な道路整備を行う。	野中地区土地区画整理事業 (玉山)	野中地区土地区画整理事業 野中地区整備事業（玉山）	名称を変更する。

3 区域を変更する事業（1事業）

主要事業名	変更理由	新市建設計画 変更案		
		現行	変更案	説明
No.66 農村交流センター整備事業（盛岡、玉山） 【事業概要】 農業生産者と消費者の交流拠点の整備（蘿川地区、羽場地区、東部地区の3地区）	羽場地区、東部地区については、既に産直施設が整備され、事業の目的に沿った形で消費者と生産者の交流が活発に行われている。また、地元や関係者からも整備に関して意見が出ておらず、整備の必要性がなくなっているため、両地区的計画を中止する。 ※蘿川地区への整備は、平成25年度に完了している。	農村交流センター整備事業 (盛岡、玉山)	農村交流センター整備事業 (盛岡、玉山)	区域を玉山に変更する。

4 地元と調整中の事業（2事業）

主要事業名	調整内容	新市建設計画 変更案		
		現行	変更案	説明
No.105 I G R 下田駅設置事業 (玉山)	新駅設置については、利用者数が少ないことや、当初計画よりも事業費が増えたこと、また、新駅設置に伴う災害対応が課題となっており、既存駅の利便性の向上も含めながら、今後の整備の方向について地域住民と相談していく。	I G R 下田駅設置事業 (玉山)		
No.123 水道未普及地域解消事業（飲料水供給施設）（玉山）	受益者負担金の額等を示しながら、地元の意向を確認する。	水道未普及地域解消事業 (玉山)		

玉山区地域協議会に代わる組織について

1 現況

「玉山区地域協議会」の設置

地域協議会は、玉山地域内の重要事項に関して市長及びその他の機関より諮詢されたものについて審議し答申を出し、また必要と認められる事項に関して審議し、意見を市長及びその他の機関に述べることができるなど、地域住民の意見を市政に反映する役割を担っている住民代表組織（地方自治法第202条の5第1項）

【地域協議会の概要】

ア 名称

玉山区地域協議会

イ 設置目的

玉山区住民の一体感を醸成し住民自治の拡充を図るとともに、住民の多様な意見の調整を行い、地域の特性や実情に応じた施策を推進し、協働のまちづくりを展開するため地域協議会を設置する。

ウ 設置期間

合併の日から平成28年3月31日まで

エ 構成員及び任期

地域自治区の設置等に関する協議書（以下「協議書」という。）第7の規定により、地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は次のとおりとし、任期は2年とする。また、委員は、15人以内とし、区別の委員の数は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 公共的団体が推薦する者 | 6人以内 |
| (2) 知識経験を有する者 | 7人以内 |
| (3) その他市長が必要があると認めた者 | 2人以内 |

オ 会長及び副会長【協議書第8】

- (1) 会長及び副会長1人を置く。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- (3) 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表し、地域協議会の会議の議長となる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (5) 会長及び副会長の解任については、地域協議会で協議し、決定する。

カ 所掌事項

- (1) 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮詢されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の機関に意見を述べることができる

【地方自治法第202条の7第1項】

区分1 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

区分2 区分1に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

区分3 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

- (2) 市長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項（次に掲げる事項）であつて地域自治区の区域に係るものを作成し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

【地方自治法第202条の7第2項】【協議書第9】

- 区分1 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項
- 区分2 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項
- 区分3 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- 区分4 区分1から区分3までに掲げるものの他、市長が必要があると認めた事項

キ 会議【協議書第10】

- (1) 地域協議会の会議は、会長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (5) 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めたときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

2 課題

- (1) 玉山区設置期間終了後も新市建設計画において未完了の事業が残る見込みであり、玉山区の地域振興について課題がある。
- (2) 玉山区地域協議会から現在同様の機能維持を要望されている。

3 玉山区地域協議会に代わる組織案について

玉山区地域協議会に代わる組織を市長の附属機関として条例設置する。

(1) 組織の概要

ア 名称

「(仮称)玉山地域振興会議」

※根拠法令：地方自治法第138条の4第3項

イ 設置目的

玉山地域において、新市建設計画等の円滑な推進及び地域振興に関し、必要な事項を調査審議等するため、市長の附属機関を設置する。

ウ 設置期間

9年間とする。(新市建設計画の延長期間と同様とする。)

エ 所掌事項

(ア) 会議は、市長が諮問する次の事項について、調査審議する。

- a 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項
- b 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項
- c 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- d その他市長が必要があると認めた事項

(イ) 会議は、玉山地域の振興に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

オ 庶務

会議の庶務は、(玉山総合事務所)において処理する。

カ その他

組織の委員数、任期等の詳細は、今後検討する。

4 今後のスケジュールについて

- 平成27年 6月 全員協議会へ説明
9月 玉山区地域協議会へ説明、全員協議会へ説明
10月 パブリック・コメント
11月 玉山区地域協議会へ諮詢・答申、全員協議会へ説明（議案説明）
12月 市議会定例会に議案を提出

玉山総合事務所の事務事業及び組織機構について

1 現況

玉山総合事務所各課と本庁等各課等との間で、次の4つの調整方針により、現在、玉山総合事務所が所管している188事業について、事業継続や本庁統合などの事務事業の調整を行い、この調整結果を踏まえ、効率的な事務執行が可能となる組織機構となるよう検討を進めている。

- ・市村合併時の合併協定に基づき、住民サービスを低下させず、わかりやすく利用しやすいよう十分配慮した組織
- ・市村合併時の玉山総合事務所の組織機構の基本的な方針に基づき、住民生活に密着した窓口業務や維持管理などを担う組織
- ・地域振興や住民サービスを十分考慮し、盛岡地域と玉山地域における一体的な取組や迅速な対応が可能となる簡素で効率的な組織
- ・災害時における緊急初期対応が可能となる組織

2 課題

- (1) 行政サービスの維持・拡充のための現行の組織体制の維持
- (2) 玉山総合事務所後継組織への部長相当職の配置
- (3) 災害対応職員の確保など災害対応の体制拡充
- (4) 玉山分庁舎の有効活用

3 玉山総合事務所の組織機構等について

- (1) 玉山区設置期間終了後は、合併特例法に基づく地域自治区の事務所として設置されている玉山総合事務所は廃止されるが、引き続き、住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興及びコミュニティ施策を所管するため、後継組織として（仮称）玉山総合事務所を設置する。
また、（仮称）玉山総合事務所の組織体制については、出張所を含め、現行の組織体制を基本とし、現在進めている事務事業の調整結果を踏まえて検討する。
- (2) （仮称）玉山総合事務所を部相当に位置付け、部長級の職員を配置する方向で検討する。
- (3) 玉山地域の地理的要因を踏まえ、災害時における緊急・初期対応を可能とするため、玉山分庁舎に配属される職員数について配慮するとともに、玉山地域における災害時には、必要に応じて、玉山分庁舎以外の職員も災害対応業務に従事させるなど、全庁体制で対応するよう検討する。
- (4) 市の機関の移転について関係部署と協議を進めるとともに、市以外の機関の活用の可能性についても併せて検討する。

4 今後のスケジュールについて

平成27年6月	全員協議会へ説明
9月	玉山区地域協議会へ説明、全員協議会へ説明
11月	玉山区地域協議会へ諮問・答申、全員協議会へ説明（議案説明）
12月	12月市議会定例会に議案を提出

玉山区設置期間終了後の住所等の表記について

1 現況

地域自治区の設置により、玉山区域の住所等には地域自治区の名称である「玉山区」が表記されている。
(「盛岡市玉山区〇〇字△△」)

2 課題

地域自治区の設置期間終了に伴い、住所等の表記から「玉山区」が除かれこととなるが、「玉山区永井」、「玉山区馬場」及び「玉山区上田」については、旧盛岡市域に同一の大字名（永井、上田）又は類似した町名（馬場町）が存在するため、混同が生じ、郵便物等の誤配など市民生活に支障をきたすおそれがある。

3 旧玉山村区域の字の名称の変更について

「玉山区永井」及び「玉山区馬場」については、大字名に「玉山」を冠することとし、地方自治法第260条第1項の規定により字の名称を「玉山永井」及び「玉山馬場」に変更する。

なお、「玉山区上田」についても、旧盛岡市域に同じ大字名が存在するが、これらの地域は、明治22年の市制町村制施行以前には、上田村として一体の地域であった歴史的背景を踏まえると、地域を区別する必要ないと考えられることから「玉山区上田」については、「玉山」を冠しないこととする。

変更前の大字の名称	変更後の大字の名称
永井	玉山永井
馬場	玉山馬場

(市町村内の町又は字の区域)

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

4 今後のスケジュールについて

- 平成27年6月 全員協議会へ説明、
玉山区自治会連絡協議会臨時総会において住所表記変更案を説明
- 9月 玉山区地域協議会へ諮詢・答申、全員協議会へ説明
- 10月 10月市議会定例会に議案を提出、議決後、告示等の手続き
- 11月～ 広報等による住民周知、関係機関周知

1 「玉山区」の表記を無くした場合の字の状況（玉山区内）

地域自治区終了後			現 行			
			盛岡市	玉山区	松内	
盛岡市	松内（まつない）	字館（たて） 字和台（わだい） 字新田（しんでん） 字築場（やなば） 字松内（まつない） 字石花（いしはな） 字在家（ざいけ） 字古川（ふるかわ）	盛岡市	玉山区	松内	字館 字和台 字新田 字築場 字松内 字石花 字在家 字古川
	好摩（こうま）	字和台（わだい） 字新田（しんでん） 字小袋（こぶくろ） 字好摩沢（こうまざわ） 字築袋（やなぶくろ） 字中塚（なかつか） 字上山（かみやま） 字野中（のなか） 字夏間木（なつまぎ） 字芋田向（いもだむかい）		好摩		字和台 字新田 字小袋 字好摩沢 字築袋 字中塚 字上山 字野中 字夏間木 字芋田向
	永井（ながい）	字永井沢（ながいざわ） 字荒屋（あらや） 字百目木（どめき） 字鳥木沢（とりきざわ） 字田端（たばた） 字中島（なかじま）		永井		字永井沢 字荒屋 字百目木 字鳥木沢 字田端 字中島
	寺林（てらばやし）	字才津沢（さいつざわ） 字平森（ひらもり） 字下も山（しもやま） 字境平（さかいだいら） 字梨木平（なしのきだいら） 字下平（しもだいら）		寺林		字才津沢 字平森 字下も山 字境平 字梨木平 字下平
	巻堀（まきぼり）	字上桑畠（かみくわはた） 字西郡（にしこおり） 字幅下（はばした） 字本宮（もとみや） 字巻堀（まきぼり） 字新田（しんでん） 字中道（なかみち）		巻堀		字上桑畠 字西郡 字幅下 字本宮 字巻堀 字新田 字中道
	馬場（ばば）	字川久保（かわくぼ） 字葛巻（くずまき） 字太子堂（たいしどう） 字田茂内（たもない） 字高木（たかき） 字前田（まえた） 字中島（なかしま） 字赤坂（あかさか） 字芦名沢（あしなざわ） 字滝の沢（たきのさわ） 字馬場平（ばばたいら） 字状小屋（じょうごや） 字川原（かわはら） 字馬場（ばば）		馬場		字川久保 字葛巻 字太子堂 字田茂内 字高木 字前田 字中島 字赤坂 字芦名沢 字滝の沢 字馬場平 字状小屋 字川原 字馬場

1 「玉山区」の表記を無くした場合の字の状況（玉山区内）

地域自治区終了後			現 行			
			盛岡市	玉山区	芋田	字沢田
盛岡市	芋田 (いもだ)	字沢田 (さわだ) 字芋田 (いもだ) 字上芋田 (かみいもだ) 字下芋田 (しもいもだ) 字星久保 (ひるくぼ) 字上武道 (かみぶどう) 字武道 (ぶどう) 字下武道 (しもぶどう)	盛岡市	玉山区	芋田	字沢田 字芋田 字上芋田 字下芋田 字星久保 字上武道 字武道 字下武道
	渋民 (しぶたみ)	字狐沢 (きつねざわ) 字岩鼻 (いわはな) 字大前田 (おおまえだ) 字大森 (おおもり) 字長渡 (ながわたり) 字岩の沢 (いわのさわ) 字寺沢 (てらさわ) 字田の沢 (たのさわ) 字山屋 (やまや) 字越戸 (こえど) 字鶴銅 (つるかい) 字渋民 (しぶたみ) 字愛宕 (あたご) 字小前田 (こまえだ) 字駅 (えき) 字泉田 (いずみだ) 字鶴塚 (つるづか)		渋民		字狐沢 字岩鼻 字大前田 字大森 字長渡 字岩の沢 字寺沢 字田の沢 字山屋 字越戸 字鶴銅 字渋民 字愛宕 字小前田 字駅 字泉田 字鶴塚
	門前寺 (もんぜんじ)	字笹平 (ささだいら) 字柏木平 (かしわぎだいら) 字越戸 (こえど) 字独活倉 (うどくら) 字門前寺 (もんぜんじ) 字中村 (なかむら) 字館 (たて)		門前寺		字笹平 字柏木平 字越戸 字独活倉 字門前寺 字中村 字館
	下田 (しもだ)	字古河川原 (ふるかわかわはら) 字滝の下 (たきのした) 字上下田 (かみしもだ) 字下田 (しもだ) 字大百刈 (だいひゃくがり) 字牛転 (うしころばし) 字生出 (おいで) 字仲平 (なかたいら) 字石羽根 (いしばね) 字頭無 (かしらなし) 字生出袋 (おいでぶくろ) 字牡丹野 (ぼたんの) 字船綱 (ふなつな) 字陣場 (じんば) 字生出向 (おいでむかい) 字柴沢 (しばざわ)		下田		字古河川原 字滝の下 字上下田 字下田 字大百刈 字牛転 字生出 字仲平 字石羽根 字頭無 字生出袋 字牡丹野 字船綱 字陣場 字生出向 字柴沢
	川崎 (かわさき)	字向川崎 (むかいかわさき) 字上川崎 (かみかわさき) 字川崎 (かわさき) 字外平 (そとだいら)		川崎		字向川崎 字上川崎 字川崎 字外平

1 「玉山区」の表記を無くした場合の字の状況（玉山区内）

地域自治区終了後

		現行			
盛岡市	玉山 (たまやま)	盛岡市	玉山区	玉山	
	字大平 (おおだいら) 字中の又 (なかのまた) 字時館 (ときだて) 字小田沢 (おだのさわ) 字館の沢 (たこのさわ) 字森 (ぬかもり) 字山谷 (やまや) 字小森 (こもり) 字中里 (なかさと) 字川久保 (かわくぼ) 字国名沢 (くになざわ) 字和田 (わだ) 字祝の沢 (いわいのさわ) 字金谷沢 (かなやざわ) 字姥前 (うばまえ) 字館花 (たてはな) 字中坪 (なかつぼ) 字才の沢 (さいのさわ) 字田畑 (たばた) 字城内 (じょうない) 字館 (たて) 字日影 (ひかげ) 字一笠 (いちがさ) 字石名田 (いしなだ) 字大二子 (おおふたご) 字二子沢 (ふたござわ) 字坂下 (さかのした) 字宮前 (みやまえ) 字高久保 (たかくぼ) 字宇峰 (うとうげ) 字白沢 (しらさわ) 字紙漉沢 (かみしきざわ) 字立障子 (たてしょうじ) 字畠井沢 (はたいざわ)				字大平 字中の又 字時館 字小田沢 字館の沢 字森 字山谷 字小森 字中里 字川久保 字国名沢 字和田 字祝の沢 字金谷沢 字姥前 字館花 字中坪 字才の沢 字田畑 字城内 字館 字日影 字一笠 字石名田 字大二子 字二子沢 字坂下 字宮前 字高久保 字宇峰 字白沢 字紙漉沢 字立障子 字畠井沢
日戸 (ひのと)	字新田 (しんでん) 字姥懐 (うばふところ) 字森子 (もりこ) 字日影 (ひかげ) 字間洞 (まほら) 字古屋敷 (ふるやしき) 字七手役 (ななてやく) 字中平 (なかだいら) 字岩井沢 (いわいのさわ) 字一本杉 (いっぽんすぎ) 字道合 (みちあい) 字栗木田 (くりきだ) 字市の坪 (いちのつぼ) 字人待 (ひとまつ) 字鷹高 (たかこう)			日戸	字新田 字姥懐 字森子 字日影 字間洞 字古屋敷 字七手役 字中平 字岩井沢 字一本杉 字道合 字栗木田 字市の坪 字人待 字鷹高
川又 (かわまた)	字柳平 (やなぎだいら) 字赤坂 (あかさか) 字奴屋敷 (やっこやしき)			川又	字柳平 字赤坂 字奴屋敷

1 「玉山区」の表記を無くした場合の字の状況（玉山区内）

地域自治区終了後			現 行			
盛岡市	川又 (かわまた)	字苗代端 (なわしろばた) 字小沢 (おざわ) 字道地 (どうじ) 字鉢森 (はちもり) 字大日向 (おおひなた) 字新沢 (しんざわ) 字宮田 (みやた) 字中館 (なかだて) 字釘の平 (くぎのたいら) 字宇登 (うど)	盛岡市	玉山区	川又	字苗代端 字小沢 字道地 字鉢森 字大日向 字新沢 字宮田 字中館 字釘の平 字宇登
	<u>上田 (うえだ)</u>	字糠森 (ぬかもり) 字小野松 (おのまつ)		<u>上田</u>		字糠森 字小野松
	蔽川 (やぶかわ)	字末崎川 (まつさきがわ) 字町村 (まちむら) 字日向 (ひなた) 字逆川 (さかさがわ) 字橋場 (はしば) 字外山 (そとやま) 字亀橋 (かめはし) 字大の平 (おおのたいら)			蔽川	字末崎川 字町村 字日向 字逆川 字橋場 字外山 字亀橋 字大の平

2 「玉山区」の表記を無くした場合の町名・字名の状況（類似地域等）

市	町・大字	地割・小字	備考
盛岡市	上田	字稻荷塹	
盛岡市	上田	字岩脇	
盛岡市	上田	字宇登坂長根	
盛岡市	上田	字小野松	
盛岡市	上田	字上堤頭	玉山区上田
盛岡市	上田	字北山	
盛岡市	上田	字狐崎稻荷	
盛岡市	上田	字狐森	
盛岡市	上田	字黒石野平	
盛岡市	上田	字黒岩	
盛岡市	上田	字毛無森	
盛岡市	上田	字庚申溝	
盛岡市	上田	字小鳥沢	
盛岡市	上田	字下黒石野平	
盛岡市	上田	字堤頭	
盛岡市	上田	字鶴森	玉山区上田
盛岡市	上田	字東黒石野	
盛岡市	上田	字松屋敷	
盛岡市	永井	1 地割	
盛岡市	永井	2 地割	
盛岡市	永井	3 地割	
盛岡市	永井	4 地割	
盛岡市	永井	5 地割	
盛岡市	永井	6 地割	
盛岡市	永井	7 地割	
盛岡市	永井	8 地割	
盛岡市	永井	9 地割	
盛岡市	永井	10 地割	
盛岡市	永井	11 地割	
盛岡市	永井	12 地割	
盛岡市	永井	13 地割	
盛岡市	永井	14 地割	
盛岡市	永井	15 地割	
盛岡市	永井	16 地割	
盛岡市	永井	17 地割	
盛岡市	永井	18 地割	
盛岡市	永井	19 地割	
盛岡市	永井	20 地割	
盛岡市	永井	21 地割	
盛岡市	永井	22 地割	
盛岡市	永井	23 地割	
盛岡市	永井	24 地割	
盛岡市	永井	25 地割	
盛岡市	永井	26 地割	
盛岡市	永井	27 地割	
盛岡市	永井	28 地割	
盛岡市	永井	29 地割	
盛岡市	永井	30 地割	
盛岡市	永井	31 地割	
盛岡市	永井	字荒屋	玉山区永井
盛岡市	永井	字田端	玉山区永井
盛岡市	永井	字百目木	玉山区永井
盛岡市	永井	字鳥木沢	玉山区永井
盛岡市	永井	字永井沢	玉山区永井
盛岡市	永井	字中島	玉山区永井
盛岡市	馬場	字赤坂	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字芦名沢	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字川久保	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字川原	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字葛巻	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字状小屋	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字太子堂	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字高木	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字滝の沢	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字田茂内	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字中島	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字馬場	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字馬場平	玉山区馬場
盛岡市	馬場	字前田	玉山区馬場
盛岡市	馬場町		

町別・男女別・世帯数・人口統計（永井、馬場、上田）

平成27年3月末日現在

※外国人住民を含む。

町コード	町名	世帯数 (世帯)	男 (人)	女 (人)	合計 (人)
0216	馬場町	383	321	429	750
1201	上田字小鳥沢	7	11	13	24
1202	上田字松屋敷	200	171	152	323
1203	上田字東黒石野	57	65	61	126
1221	上田字黒岩	31	35	44	79
1222	上田字宇登坂長根	27	37	39	76
1223	上田字狐崎稻荷	23	24	30	54
1225	上田字堤頭	1	1	0	1
1226	上田字稻荷窪	6	5	8	13
1227	上田字狐森	5	9	5	14
1228	上田字毛無森	18	4	17	21
1230	上田字北山	1	1	1	2
	計	376	363	370	733
5005	永井	3,375	3,899	4,332	8,231
5531	玉山区永井字永井沢	41	57	54	111
5532	玉山区永井字荒屋	20	30	26	56
5533	玉山区永井字百目木	28	30	41	71
5534	玉山区永井字鳥木沢	6	8	12	20
5535	玉山区永井字田端	6	7	8	15
5536	玉山区永井字中島	1	1	0	1
	計	102	133	141	274
5561	玉山区馬場字川久保	6	10	9	19
5562	玉山区馬場字葛巻	18	21	17	38
5563	玉山区馬場字太子堂	9	15	13	28
5564	玉山区馬場字田茂内	13	22	17	39
5565	玉山区馬場字高木	2	2	2	4
5566	玉山区馬場字前田	26	39	38	77
5567	玉山区馬場字中島	6	8	3	11
5568	玉山区馬場字赤坂	3	5	7	12
5569	玉山区馬場字芦名沢	4	5	6	11
5570	玉山区馬場字滝の沢	2	5	3	8
5571	玉山区馬場字馬場平	15	23	17	40
5572	玉山区馬場字状小屋	22	33	36	69
5573	玉山区馬場字川原	7	9	7	16
5574	玉山区馬場字馬場	13	19	18	37
	計	146	216	193	409
5731	玉山区上田字糠森	17	13	15	28
5732	玉山区上田字小野松	2	2	1	3
	計	19	15	16	31

【永井、馬場、上田の地区別合計数】

	町名	世帯数 (世帯)	男 (人)	女 (人)	合計 (人)
永井	盛岡市永井〇〇地割	3,375	3,899	4,332	8,231
	盛岡市玉山区永井字〇〇	102	133	141	274
馬場	盛岡市馬場町	383	321	429	750
	盛岡市玉山区馬場字〇〇	146	216	193	409
上田	盛岡市上田字〇〇	376	363	370	733
	盛岡市玉山区上田字〇〇	19	15	16	31